

自由民主党

総裁 内閣総理大臣 石破茂 様

令和7年7月27日

宗教法人 本門立正宗

代表役員 中川日衛

靖国神社参拝中止のお願い

拝啓 盛夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども宗教法人は、法華経「本門立正宗」と名乗り純粋に日蓮聖人の教えを遵守し活動している宗教団体であります。かつての太平洋戦争の時代に信仰の自由が奪われた歴史を有しています。今年は戦後80周年に当たる年でもありますので、その教訓をいま一度政治の場においても深く顧みていただきたく、本状を差し上げます。

とりわけ私たちは、政治家の皆様が靖国神社に公的立場で参拝されることに対し、強い懸念を抱いており、異議を申し上げたいと思います。靖国神社は、戦前の国家神道体制の象徴としての性格を色濃く有しており、同施設への公式参拝は、信教の自由を侵害された者にとっては大きな精神的苦痛を感じることであり、過去への反省を欠き、再び宗教と国家が不健全に結びつく道を開くものとなりかねないと懸念するのです。

以下に記す当宗の先人の歩みは、国家神道の強制と、それに抗した信仰の戦いの記録であります。この歴史的事実を踏まえて、靖国参拝の問題性を今一度ご再考いただきたく、切に願うものです。

戦時中の日本では、天皇が現人神とされ、国家神道体制が国家全体を覆っておりました。全国民が国家神道を信仰せねばならず、各家庭には天照大神の神札（大麻）を神棚に祀ることが当然とされており、列車内では神社を通過する際にも憲兵の号令で全員起立・最敬礼が強要されるような徹底した宗教的統制が行われていました。天皇の名を口にする際の直立不動の姿勢もまた常識とされており、もし神札を受け取らなかったり、祭祀を怠れば、即座に不敬罪等で逮捕されるという異常な社会体制が築かれていました。

そのような時代において、当宗の開導、故中川日哲上人とその師、故橋本日種上人は、国家神道の強制に対して明確に異を唱えられました。法華経信仰のために天照大神の神札を祭祀することを拒み、教義に基づいてこれを焼却されたことで、いわゆる「大麻焼却事件」として不敬罪・治安維持法違反の容疑で逮捕され、終戦までの二年以上にわたり獄中生活を強いられる法難に遭われたのです。

さらに、大政翼賛会からは、寺の金属仏具を軍用の銃弾にするために供出するよう命じられましたが、両上人は「仏具が人の命を奪う道具となることは出家者として到底容認できない」とこれを拒否されました。他宗派が協力する中で、あえて背を向けたその姿勢は、宗教者としての本分を守るものでした。結果として、特高警察の監視対象とされ、さらなる宗教的迫害を受けることとなったのです。

法華経信仰を守るために当宗では、隣組から強制的に配布される神札も受け取らず、受け取ったとしても決して祭祀せず、焼き清めて対応いたしました。日蓮聖人の教義におい

ては、御曼荼羅本尊以外の神仏を別に祀ることは「雑乱勧請」とされ、信仰の対象が混乱し、真の信仰が損なわれるため、これを厳しく戒めております。

日哲上人は、「手は有難いものだが、そればかりを崇めて本体を忘れてしまえば、手はやがて本体から切り離されて死物となる」との喩えを用いて、神札を崇めるあまり本尊への信仰を見失う愚かさを繰り返して説かれておりました。

昭和17年6月22日、日種上人は名古屋で、日哲上人は北九州でそれぞれ逮捕されました。獄中での取り調べは苛烈を極め、銃殺をほのめかされたり、暴力を振るわれることがしばしばでありましたが、両上人は一步も引かれることなく、「法華經こそが国を救う正法である」と訴え続けると共に「不敬罪というならば、あなた方こそ不敬ではないか」と反論されたそうです。

更に上人は「そもそも天照大神は今上天皇の御祖先ではないか。今上天皇が行幸遊ばすときは駅頭に赤絨毯を敷き、駅長はもとより知事・市長も居並びお出迎えをするが、この大麻は藁ムシロに包まれ牛豚と同等に貨物列車で運ばれ、駅頭に投げ捨てられる。各家庭でも、『今月のお札』と人の踏む上がりかまち 框に放り投げ配られているではないか。そのような行為こそ不敬であり、我々が粗末になってはならないと焼き清めたのとどちらが不敬というのか」と指摘され、「神の名を借りて強制しながら、その実、誰よりも神を冒瀆しているのは国家体制そのものではないか」と糾され、取調官を沈黙させたと伝えられています。両上人は昭和20年、日哲上人は同年初に、日種上人は同年10月に出獄されましたが、日蓮聖人の御精神を体現されたその御法難は、後世に語り継ぐべき宗教的良心の証であります。

一方で、戦時下においてほとんどの宗派や教団は国家神道に屈し、天皇と本尊の一体化を教義として掲げ、「天皇を御本尊とする」とまで公言するところも現れました。仏教本来の教義を捨て、国家体制に迎合するその姿勢は、宗教としての自立性と尊厳を放棄するものであったと言わざるを得ません。

創価教育学会（後の創価学会）も当初から天皇中心主義を打ち出し、国家神道体制に恭順する姿勢を明確にしており、「今上天皇こそ現人神であらせられる。・・・我々は現人神であらせられる天皇に帰一奉ることによって、本当に敬神崇祖する事が出来る」との寄稿まで行っていました。その後、牧口常三郎氏の獄死が「殉教」として語られるようになりますが、実際には、住民との間で起きた摩擦が端緒となって当局の摘発を受けたという経緯があり、信仰による法難とするには疑義が残ります。

このように、戦中に国家神道に従った宗派・教団は、戦後に至ってもその過去を正面から直視・総括することを避けてきました。実際、多くの教団は戦後、手のひらを返したように教義を修正し、戦時中の過去を封印するようにして現在に至っています。その結果それは、自らの迎合・加担という歴史が暴かれることへの恐れが、国家神道体制の本質的な批判や、靖国神社に対する明確な異議を唱えることをためらわせているのかも知れません。

靖国神社は、その国家神道体制の象徴とも言える存在です。国家によって戦死者を「英霊」として祀り上げるという体系そのものが、宗教を国家権力の道具とした国家神道の精神に基づいており、信仰の自由を侵害し、特定の宗教観に国民を従わせようとする危険な体制でありましたが、その思想を色濃く残したまま存在し続けているのが靖国神社です。

そのような施設に、現役の首相や閣僚が公人として参拝することは、単なる追悼行為の

枠を超えて、国家神道体制への再評価・再正当化を意味してしまいます。これは、かつて信仰の自由を踏みにじられ、命を賭して抵抗された先人たちの信仰の尊厳を再び踏みにじる行為であり、断じて容認されるべきではありません。

当宗が経験した法難は、まさにその国家神道体制の理不尽さと暴力性、そしてそれに抗う信仰の正しさを証明するものであります。両上人は、権力に迎合することなく、宗教者としての良心と信義を貫かれました。私たちはこの精神を引き継ぎ、信仰の自由と宗教の尊厳を守る立場から、靖国神社への公的参拝に対して明確な異議を唱えなければならないと考えております。

靖国神社への参拝は、日本国憲法の掲げる政教分離原則にも抵触する行為であり、国民全体の宗教的中立性を損なうものです。歴史的にも、その施設は国家神道という一宗教の枠内で運営されており、公的機関が関与すること自体が誤りです。首相や政治家が靖国に参拝するという行為は、信教の自由を否定された時代を想起させ、かつての過ちを繰り返す道を開くものに他なりません。

戦死者の多くはまた靖国で会おうと誓い合ったのだから、靖国こそが慰霊の場所に相応しく、ここで慰霊を行うことこそが愛国心醸成のためにも重要だと主張する者がいますが、英霊が靖国に集うという考えこそが国家神道で洗脳教化された宗教的心情であり、その考えのもと公人が参拝するのはまさに一宗教教義に偏ることであり、憲法に反することになります。

現代においてこそ、私たちは信教の自由の価値と重みを再認識し、その上に立って「愛国心の醸成」を図るべきではないでしょうか。靖国神社は一宗教法人であります。戦争犠牲者を追悼する事が「愛国」に繋がると考えるならば、より中立的で他の宗教に配慮した公共的な慰霊の在り方を模索すべきです。特定の宗教法人の施設への参拝を国家的儀礼とするのではなく、政教分離の原則を守り、すべての国民の信仰と心情に配慮した慰霊を実現することこそが、仕方なく国家神道に恭順した者を含む三百万人とも云われる戦死者全ての者に対する礼儀であると確信しております。

ゆえに、私たちは改めて強く申し上げたいのです。靖国神社への首相や政治家の参拝は、過去の国家神道体制を想起させ、戦争協力に屈した多くの宗教者（民衆を含め）の後悔と沈黙を助長し、真の意味での信仰の自由を損なうものであります。

終戦から80周年を迎える今こそ、信仰の名において、政治家は靖国神社への公式参拝を中止すべきであり、その代わりに、誰もが共感できる平和と鎮魂の場を築く努力を始めるべきであります。その努力こそが此の国を愛する心を育むことになるのではないのでしょうか。

日哲上人・日種上人の法難の精神に学び、戦争と宗教が癒着したあの時代への反省と検証を通じて、真に平和で、信仰の自由が保障された社会を築いてまいりたいと切に願っております。

敬具

追伸

別添資料「靖国神社参拝についての提言」には戦時中の各宗派の国家神道に対する恭順ぶりやキリスト教の世界に及ぼした残虐性等に触れておりますので是非御一読ください。